

平成29年度 第4回 酒田市景観審議会 議事録

日 時：平成30年1月15日（月） 午後1時30分～午後2時30分

場 所：酒田市役所 3階 第一委員会室

出席者：遠山 茂樹 会長、西村 修 副会長、佐藤 恒夫 委員、渡部 芳久 委員、伊藤 直子 委員、池田 香 委員、佐藤 敏雄 委員、芝田 清子 委員、高橋 剛 委員、梅津 勘一 委員、村上 成起 委員、上野 金重 委員 以上12名

欠席者：渋谷 秀子 委員、佐藤 浩和 委員 以上2名

事務局：企画振興部長、都市デザイン課

傍 聴：報道関係5名、一般傍聴5名

1 開会 事務局より、本審議会が酒田市景観条例第35条第2項の規定に基づき、開催要件を満たしていることを報告。

2 あいさつ 企画振興部長

3 審議

(1) 諮問案件
議長

これより、酒田市景観審議会の審議を始めます。

今回、市長より本審議会に諮問されました案件は、「庄内海浜県立自然公園内における風力発電施設の新築許可申請及び新築行為届出」について、山形県企業局分と酒田市分の2件となっております。

本件は、事業者がこれまでの環境影響評価を踏まえて県立自然公園条例に基づく手続きの「申請及び届出」を提出したことから、山形県知事より酒田市長に意見照会があったため、諮問されたものであります。

酒田市長は、本審議会をはじめ環境審議会、議会、市民の皆様のご意見を参考にしうえて、県知事に回答をすることになっております。

景観審議会委員の皆様からは、申請及び届出の内容について、景観面を主体にご意見をいただきたいと思っております。

始めに、審議の進め方について事務局で何かお考えはございますでしょうか。

事務局

審議の進め方の前に、前回の審議会において、委員より質問のありました件について、事業者を確認した結果をご報告申し上げます。

最初に、委員よりありました「山形県企業局分について、第3種特別地域と普通地域の線引きされた区域図を示していただきたい」という質問についてですが、線引きされた区域図は、お手元に写しを配布しておりますように環境影響評価書186ページ「図3.2-12自然公園の指定状況」のとおりとなっております。なお、詳細図面については、山形県より資料提供がありましたので、合わせて本日配布しております。1号風車から3号風車、それから発生土の仮置き場について、青い線で特別地域と普通地域の境界を示した図面をいただきましたので配布しております。

次に環境審議会の委員よりありました「県企業局及び酒田市の両事業について、事業期間終了後の撤去計画に係る現時点での概算費用を算出していただきたい」という質問についてですが、事業者等に聞き取り調査をした結果、両事業とも撤去費用の詳細積算はできないため、一般的に目安とされている建設費の5%と見積もっているということでございます。なお、撤去費用の参考資料として資源エ

- 委員 1号議案2号議案共通してお話させていただきます。
皆さんおっしゃるように、震災後の時代背景と共に自然エネルギーを推進していくことは大事だと思います。景観につきましては、これから時代が変わっていく流れの中で、自然とそういった風力発電施設が融合する形も、また良いのではないかと私自身思います。ですので、1号議案2号議案共に賛成させていただきたいと思います。
- 委員 私も議題1号2号の共通の意見です。
昨年、景観審議会で申請の内容を聞いて、申請の内容について十分理解でき、賛成です。景観に関して、個人的な意見ですが、再生可能エネルギーというのは世界的に注目されておりまして、昨年もCOP23の国際会議におきまして、脱炭素運動、化石燃料をやめよう世界的にクリーンエネルギーが影響されております。委員に選任されて、市役所から膨大な資料をいただき、見ましたけれども、景観について、長い松林から出る部分を最小限に抑えてますし、周辺における動植物関係の調査も3年に及ぶ資料が添付されておりまして問題ないと思います。
ただ、いかんせん先人が作り出した自然環境、自然景観の所に人工物が建つわけですから、反対意見があると思いますけれども、これから新しい酒田がクリーンエネルギーを前に出していくとか。全部日本海側が出遅れていると危惧があります。全部太平洋側がメインで日本海側が忘れ去られているところもありますので、私個人の意見として、クリーンエネルギーの風車が新しい酒田のメインになる環境になるのではないのかなと思います。
違和感があるという意見もあると思います。でも、景観そのものというのは時代的に段々変わってまいります。フランスのエッフェル塔は、作った当初はものすごい反対がありました。ですけれども、今では、エッフェル塔といえばフランスのシンボルになっているわけです。こういう人工物も今は違和感があるかと思いますが、世の中の動きがクリーンエネルギーの流れになっている以上、酒田市はクリーンエネルギーで行くんだというには良いシンボルになると思いますので賛成します。
- 委員 自然エネルギーについては、いろいろ考え方があるんですけども、この場では景観審議会の委員として発言します。
私は、著しく景観を害するとは考えられないと思います。したがって、この申請については推進すべきだと思います。
- 委員 第1号2号議案に関連することで、景観という立場から、改めて否定することもなく、また推進することもなく、許可が出るものであるならば、そのまま事業として成り立っていくのであれば良いと思います。
今の松林自体も元々は人工的に人の手で作られたものであり、それが今こういう景観を形作っているわけですので、今風車を建てたから景観が崩れるとか、何を持って景観と言うのか、時代時代で景観というものは先ほどもお話しがありましたとおり変化していくものだと思いますので、新しい風車が酒田の景観を形作っていくかと思いますが賛成いたします。
- 委員 共通の問題として話します。
山形県自体も再生エネルギーを強化していこうということで大きく舵を取っているわけですので、今までの酒田周辺の風車の立地状況あるいは景観を見ましても、今回の風車の計画は、一番景観的には影響が少ないと認められていると思いますので賛成いたします。
- 委員 前回、県の図面につきまして特別地域と普通地域の区別が分からないと資料を

求めました。その主旨ですけれども、特別地域については許可、普通地域については届出と手続きには差があるわけですが、具体的に場所が分からないと審議ができないといった主旨で申し上げたわけです。

大事なことですので一言申し上げておきたいのですが、特別地域と普通地域の条例に基づく区域が定められたのは、平成28年です。風車の計画が固まった後に公園計画が後追いでできています。この過程で県環境審議会自然環境部会でも、それは逆じゃないか、砂草地の方が特別で海岸の砂浜が普通地域でないかと。あるいは山形県自然保護団体協議会からも、クロマツ林と砂草地を分けて考えるのではなくて、連続していることから全部合わせて特別地域にすべきであると意見も出たわけですが、結果的には県の原案のとおり、海岸部が特別地域、クロマツ林砂草地が普通地域となっております。私は今までも、砂草地は非常に微妙なバランスの上に成り立っており、ここは、何も生えていない砂浜、砂草地、クロマツ林と連続していることから、景観の異議だけでなく、砂草地を改変することが背後のクロマツ林の荒廃に繋がっていくことが、景観のみならず、将来の砂丘地農業や稲作など全般的に影響を及ぼすということを今まで申し上げてきました。普通地域だから届出ということではなくて、砂草地もきっちり審査すべきだと思います。

先日の研修資料では、普通地域においては届出行為であるが、実質的に審査を行ない、必要が認められる場合は、行為の禁止、制限、措置命令を行うとあります。そして、知事と同じ着眼点で審議を行うとあり、非常に良心的な資料であると思います。

そしてこの研修資料の中に着眼点として、それぞれ許可届出の項目がありまして、およそ共通する項目が6項目ほどあるんですけれども、研修資料7ページに示されていますけれども、そこの最初の部分の①主要な展望地からの眺望、②山稜線海岸線を分断する等の眺望対象への支障、③色彩形態の周辺の景観との調和等についてですけれども、これはあくまでも主観的、個人の感覚的なものがあって、非常に素人では難しい話だと思います。

やはり忘れてならないと思うのは、平成13年に新日鉄が同じ所で計画を立てました。また、平成22年に日立グループも計画を立てました。その時に県知事意見として、「①施設は海岸線を分断し、海側や砂丘地からの重要な眺望である鳥海山とクロマツ林などで構成されている一連の景観に著しい支障を及ぼす。②施設形態が周辺の風致や景観と調和しない。③日本海を代表する白砂青松の海岸であり、長い年月と膨大な労力を費やして造成され、微妙な生態系のバランスの上に成り立つ砂丘植生とクロマツ林の景観維持を図る上で重要な支障がある。」と出されています。今様々な時代によって考え方も変わるという意見が大半を占めたけれども、私はむしろ、東日本大震災で太平洋側の海岸林が、高田の松原も含めて、津波に対する防災機能への高まり、そして、鳥海山飛島ジオパークに認定されました。そういったことで、砂丘や海岸林に対する、自然環境や景観に対する価値が一層高まっていると思います。今回この条件に全て適合するとして許可することは、平成22年に出した知事意見を真っ向から否定することになると。たしかに時代は変わったと言えばそれまでかと思いますが、私としては行政としての一貫性を欠く事になると思います。

今の意見は景観的には非常に主観的ですけれども、先般、委員からありました撤去に関することです。「撤去の計画が定められており、かつ、跡地の整理を適切に行うこととされているもの」に適合するかということですが、これに対して県と市は、「事業期間終了後、社会情勢を踏まえて撤去又は継続を判断する。終了する場合は、設置時と同様の作業及び現状復旧を行う」とあります。先般の説明会でも、今日説明がありましたけれども、具体的な撤去費用の概算すら曖昧な状況でありました。物を作るときは建設だけでなく、維持管理、最終的な撤去計画が示されるべきであって、20年後の世界情勢の判断ということで、次世代に判断

を委ねることは避けるべきだと思います。やはり、極端ですが核燃料の処理や廃炉の原発がその例だと思います。

先ほど、遊佐の話しが出ましたけれども、今庄内海岸に民間の風車が、私が数えた限り28基建っています。で、なぜこの場所がダメなのかと言われるけれども、今回の6基の計画というのは、既存の28基の風車とまったく地理的、地形的条件が異なるということが大いに警戒されているんじゃないかと思われます。それは、今建っている風車は、風車の足元まで車輛が入れるということです。もし、撤去する場合、落雷で羽がもげたという話もありましたけれども、そういった補修を受ける時は、直下まで車輛が入ってクレーンで作業をできるという条件があります。今回の砂草地というのは、砂草地に建設する初めてのことで、建設するために道路を作る、作業ヤードを鉄板を敷いて作る、そして、建設が終わった後には撤去して、作業地を原形復旧しますと言っています。これが20年後、また、終了が決まった場合は、もう一度、そのやっとなら復旧した砂草地を削って、道路を作って、そこに鉄板を敷いて、また仮設をやって、撤去すると。そして、引き上げた後にもう一回砂草地を復旧しなければならないと。そこでは当然、長期的なモニタリングが必要となります。構造物には耐用年数というものがありますので、遅かれ早かれ撤去というものが出てくると思うんです。今建っている風車は撤去費用だけでいいわけですがけれども、今回建てようとする6基の風車については、改めて数億円というお金を掛けて仮設の工事を行なって、撤去して、そしてまた長期にわたるモニタリングをしなければならないということがありますので、私が一番危惧するのは、費用対効果といいますか、コストが成り立つのかということです。最悪の事態ということで、20年後社会情勢の変化で、もし終了が決まった場合の財政状況によって撤去費用が出せなくて、錆びた鉄塔がそのまま美しい景観の中に残るといことがないということを祈りたいんですけども、稼働中の収益を毎年積み立て、撤去しようとしたとしてもそれで採算割れすることがないんだらうかと。ですから、大事なものは撤去費用、その後のモニタリングに掛かる費用をきちんとやって、そこで採算割れしないという試算がなければ、この判断は非常に難しいと思います。これまでの建っている20数基の風車とは、まったく条件が異なるというわけです。実際、新潟県の村上市では、事業決定されて着手寸前まで行った洋上風車を12月にコストが合わないということで着工が見送られています。ですから、そういった原形復旧に対するコストやリスクを踏まえての判断をお願いしたいと思います。

もう一点共通事項としまして、「野生動物の生息又は生育上のその他の風景の維持上重大な支障を及ぼすおそれがないものであること」です。これも、先般いただきました関係条例等を見ますと、説明としまして植生の復元が困難な地域としまして、「①高山帯、風衝地等の植生の復元が困難な地域、②野生動物の生息地、生育地として重要な地域、③地形地質が特異である地域又は特異な自然現象が生じている地域、④優れた天然林または学術的価値を有する人工林の地域」と様々あります。今回の件については、これに全て当てはまるのではないかと思います。決して簡単ではない。鳥海山みたいな山岳であれば、上に行けば行くほど、どんどん森林限界を超えて高山植物とかになっていきます。それと同じように海岸林も風と塩分に制限されて、海側は草も生えない、そしてやっとなら特定の草しか生えない砂草地、それに守られてだんだん大きなクロマツ林になっていきます。高山の生息分布と同じような条件になります。ですから、そのこの入口となる砂草地を傷つけてはいけないと、私はずっとこの場で申し上げてきましたし、ここは第3種だから許可、普通だから届出というふうに地域別にすることはないんじゃないかと思っています。

県の評価書439ページに海岸林の断面があります。だんだんこういうふうになっていくということです。これ自体が評価書にもありますけれども「日本の地形レッドデータブック」において、貴重な地形地質として選ばれている非常

に全国において貴重な砂丘地形であります。大事なところだけ申し上げたいのですが、441ページに砂草地の横断模式図というものがあります。これを見ますと管理道は標高10m程度で、防浪砂堤は標高12m程度です。砂草地の一番高い防浪砂堤の所に建てようとしているわけですが、これは評価書ですと「人為的に造成された標高10m程度の防浪砂堤」となっているわけですが、441ページにあります図面というのは、本来戦後に砂防植林を行ったときは、せいぜい標高5～6m程度だったんです。標高5～6m程度だった砂堤が、その後の環境変化によって標高12mまで高くなってきている事実があります。ところが、アセスの調査では今の現地形だけを見ているので、その変化が解らない。ですから、今の砂草地ができますと管理道路から海が見えませんが、20年前30年前に私が撮った写真がありますけど、管理道路から海が見えたんです。何を申し上げたいかというと、この20～30年で防浪砂堤は倍の高さになっているということです。これは人為的に作ったものでなく、砂草が砂をどんどん溜めて、埋まっても埋まっても出ていく、そしてまた降り積もって高くなっていくわけです。防浪砂堤は安定していると評価されていますけれども、20～30年で倍の高さになっている、5～6mも砂が積もっている状況があるわけです。ですから、そういった所に硬いものを作った場合どうなるか。20年後に同じ地形であるわけではないと思います。もっともっと高くなっていると思います。

現に防浪砂堤というのは、あちこち破堤しております。砂も積もりますが、侵食もされます。クレーターみたいな穴があちこちにあります。これは評価書にも何箇所とでております。この破堤箇所の断面をよく見ますと相当深いです。こういう変化はしょっちゅうあって、断面は20～30cmの層状になっております。これは何かといいますと、砂草が生育して、一冬で砂が溜まって、また芽を出してくる。毎年20～30cmづつ砂草地が高くなっていくわけです。その結果、5～6mの砂草地が12mになって海が見えなくなっている。そこに固定した鉄塔を建てることは非常にリスクがあると思います。そして、砂草というのは表面に出ているのは10cmですが、深さ1m以上根が張っています。埋まっても埋まっても出てきます。この砂草の根があることによって砂草地が安定しています。ですから、景観だけの話でなく、危惧しているのは、こういった不安定な所に物を作った場合、鉄塔で当然風も変わってきますし、ちょっとした侵食が大きく影響して背後にありますクロマツ林に影響があるんじゃないかと。その結果、この美しい海岸の風景が失われていくんじゃないかと危惧しております。

砂草地と鳥海山とクロマツ林という風景は、やはり日本を代表する海岸林の風景だと思います。全国から人が来ます。県内外からも色々な研究者が来ます。今回の協議のための許可条件がいっぱいありますけれども、多々適用しない部分があると思います。

委員

1号2号共通で。

特にこの発電の問題に対して、賛成も反対も意見を持っておりません。私は行政のことは素人なので意見を言うのもなんですが、個人の意見としては、こういった風力発電事業というのは、はたして公共団体がやるものなのかなとちょっと引っかけます。こういった発電業務は民間に任せておいた方がいいのかなと思います。

委員

まず、共通する総論の話ですけれども、委員からも話がありましたが、過去には2案件とも認められなかった経過もあるわけですが、その後の状況も確認したところですが、環境影響評価をやられておいて、それをきちんと守るということが条件であれば賛成をしたいと思います。

これを見ますと方法書から準備書と決まって、環境団体の方も含めた意見というのは相当出ていると思います。それに対して、きちんと回答しているもの

でありまして、ただ問題はですね、言葉で書いただけではだめで、いかにきちんとやっていくことじゃないかと思います。建設する側の意見なので、県に対してこのようにしますとコメント、回答はしているわけですので、それをきちんとやるのが大事だと思います。

意見に関する質問なのですがよろしいでしょうか。

議長

事務局よろしいでしょうか。

事務局

はい。

委員

先ほど私が話をした環境影響評価をきちんと守るということに関してですが、委員からもお話がありました現状へのきちんとした復旧を将来的なものも含めてやりますとコメントされていますが、この間いただいた資料の撤去の中で基礎杭は残しますと説明がありましたが、基礎というのは基礎杭だけでよろしいのかということです。基礎杭といいますと棒状の杭だけなのですが、絵を見ますと風車を支える土台のコンクリートもありますが、これは撤去されるということではないのか確認をしたいと思います。

事務局

事業者の方からは、杭のみ残すと聞いております。杭以外のものは全て撤去するとのことでした。

委員

わかりました。

評価書を見てみましたら、要約版のところにはあるのですが、風車の最高の高さを水平に揃うように整然と配置しますという表現となっておりました。前月いただいた資料の特別地域に係る横断面を見ますと、全て地盤の中に基礎があり、地盤のところには基礎の上面になる絵になっていました。建てようとする所の地盤の高さは当然誤差がありますし、頭をそろえるということになりますと、構造物の高さは一緒なので、当然、杭の位置が地盤から出たりする可能性があることを危惧しまして、要するに地形の改変に繋がるような構造はしないでいただきたいということでございます。

もう一点ですね、送電線を前の計画だとクロマツに影響があるということで、今回管理用道路の地中に埋めるということで書いてありますけれども、風車の本体から管理用道路までの間については、当然今の地形を改変して掘削することになるわけですが、これについてクロマツを一切改変しないというような表現になっていますので、そこにクロマツがあれば改変することになるのではないかと感じておりましたので、改変しないということですのでそこはきちんと守っていただきたいと思います。

これは県の部分しか見ておりませんので県に対する意見でございます。以上です。

議長

いろいろとありがとうございました。皆さんの方から付け加えることなどありますでしょうか。

委員

現計復旧に関してですが、先ほども申し上げたのですが、多分ここにいらっしゃる方は現場で砂草地に関わったことがあるという人はいないと思いますので、非常に分かりにくいと思います。海岸の波打ち際の砂丘地で、砂丘に草を生やすという事はどれだけ困難か私は身を持って感じております。

市の評価書335ページに庄内海岸の防浪砂堤ということで湯の浜海岸があります。湯の浜海岸の事例ということで前にも申し上げたわけですが、バギー車といろいろなレクリエーションで入ってくる車によって砂草地が踏み荒らされて、そ

れを森林管理署が直そうと工事をしているわけですが、平成27年に施工とありますが、実際は平成22年から行っております。平成22年から8年経っているわけですが、一向に緑化できないでいます。どんどん傷口が広がって、写真にもありますけれども、後の方のクロマツ林が相当砂で埋まっている事実があります。

同じ評価書の資料294ページに砂草植生回復状況のイメージが示されています。意見交換会の時に何回か発言したんですが、工事前、工事後、現在の砂草地の写真とありますが、これが先ほどの335ページの現場の写真なんです。青くなっている写真が平成23年の写真です。平成22年に工事をし、23年に一旦青くなったんですが、その後の爆弾低気圧で破壊されまして、25年に補修して、また剥がされて、27年に補修してと、何度も何度も破壊しています。ですから、こういったイメージを示していますがこの現場は今ないんですよと話したことがあります。やはりそれだけ、海岸の砂防植栽に戦後70年関わっている森林管理署でさえも、湯の浜海岸の狭い場所の砂草地ひとつを復旧するのに非常に困難です。どれだけそのことが難しいかということです。今回6基の仮設ヤードを復旧して、「^{むしろ}筵を張ります。柵を作ります。」と、これは昭和20年ごろからの伝統工法なんです。当たり前話しです。この方法で本当に砂草地が蘇るのであれば、何百年も何十年も苦勞していないわけです。ですから、評価書の方に「現状復旧し飛砂防止対策を実施することからその影響の程度は小さく、環境保全措置を実施することから、環境への影響を回避低減していると評価する。」と片付けられてますけれども、先ほども申し上げましたとおり、原形復旧工事が成功する前提で書いています。やはり、失敗とかのリスクを盛らないと。そして砂丘はどんどん高くなる。砂丘は変化し成長している存在であるとの視点が抜け落ちていることから、原形復旧して緑化します、ハマニンニクを植えます、ハマニンニクの苗はどこでも売ってないです、流通していません、そういったことを確実にやっていくのか非常に不安を持つということです。これは、現場の考えです。

委員

今、委員の方から色々話しがあったわけですが、話の内容に少し違和感を感じます。話しの内容がほとんど環境問題について話してます。環境問題は環境審があるんです。ここは景観審議会であって、もうちょっと景観という視点に立って物事を発言した方がいいんじゃないかな。話を聞いてると、市議が市に対して何か質問をしている、そういうふうを感じるんです。景観審と環境審があるわけですから、環境の問題は環境審、景観の問題は景観審、両方絡むようであれば市議として市に対して発言すべき案件だろうと委員として違和感を感じます。ここは景観審の審議会ですので、そういう視点に立ってもう少し発言してほしかったなと思います。

議長

それでは、委員より、書面で意見をいただいておりますので紹介いたします。

「風力発電施設の新築に賛成します。

酒田市が、風の強い地域という特性があり、この特性を生かした風力発電は安心でクリーンなエネルギーです。安全なエネルギーで生まれた電力を利用する事は、私たちや、将来のある子供達にとっても、きれいな環境の中で生活し続けられるメリットがあります。又、売電で生まれたお金で市の財政の安定化や福祉の充実に寄与できれば、この先、10年後、20年後少子化の時代になっても、酒田に魅力を感じて定住する若者が増えると思います。」以上です。

皆さんからご意見をいただきましたが、本審議会に求められていることは、「申請及び届出」について、市長が県知事に回答するための参考意見であることから、ここでは一つにまとめる必要はないと判断し、委員の皆様から出された多くの意見の趣旨をとりまとめ、景観審議会の答申とさせていただきます。

かがでしょうか。

(異議なし)

議長

また、答申書については、私にご一任いただきたいと思いますがいかがでしょうか。

(異議なし)

議長

ご異議がございませんのでそのようにさせていただきます。

市長から参考意見を求められているものであり、全ての意見をとりまとめて報告させていただきたいと思いますので、よろしくご理解のほどお願いします。

(2) その他

議長

次に(2) その他ですが、委員の皆さんから何かありますか。

委員

昨年からはほとんど風車の話しできている様に思えます。今話しがあったように景観を越えた話しが多く、一番大切な酒田の景観、いろんな所に問題があると思うんですけども、そのことについてはまったく話がない状況です。今後、どのような動きをするのか質問をしたかったのですがよろしいでしょうか。

事務局

確かにこの風力発電事業につきましては、平成25年から今まで皆さんの方からご審議いただいております。

前回、昨年8月に酒田市の景観の中では大きい話になるわけですが、景観計画の改定の作業をさせていただきました。そういう意味では、酒田市の景観づくりのベースとなる計画の変更について皆さんからご審議いただいております。

当然、景観審議会でありますので、酒田市の景観についてこれからどうしていくのか一番の課題となっております。景観審議会につきましては、市長の諮問があったり、景観計画の改定だったりとか、いろいろ条件があって開催させていただいておりますけれども、委員からお話しがありましたとおり、これからの景観づくりを進めて行くことが大きな課題となっておりますので、その景観づくりに向けた、例えば勉強会であったり、情報交換であったりとか、会長とも相談をさせていただき、必要があれば開催していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

委員

先日いただいた資料の説明をされてないと思うわけですが、例えば美観地区がこの様になりますよとか、内容に変更があると思うんですけども、山居倉庫の周りで、旧商業高校が欠けている様な状況になっているんですけども、これから何かやられるという意図があってでしょうか。前は入っていると思ったのですが。

事務局

委員のほうからお話しがあったのは、景観形成重点地域として山居倉庫周辺地区を指定させていただいておりまして、エリアの中にA地区とB地区がありまして、直接関わる部分と周りとを分けておりまして、商業跡地につきましては元々あのエリアには入っておりません。制度を作ったときには、跡地にはなっておりませんでしたので、何かをする考えから抜いたという話ではありません。

今回、商業跡地につきましては、高校の再編の中で酒田市が管理する土地となっておりますので、今後活用していく計画の中では、当然山居倉庫からの景観を含めてエリアを指定しておりますので、開発になるような場合は景観については皆様からご意見をいただきながら進めていきたいと思っております。

議長	よろしいでしょうか。
委員	はい。
議長	他に何かありますでしょうか。 (なし)
議長	それでは、以上をもちまして審議を終了し、進行を事務局にお返しします。

4 その他

5 閉会

午後2時30分 閉会